

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

熊本市青少年問題協議会設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

熊本市青少年問題協議会設置条例（昭和30年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 教育委員会委員

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市の職員

第3条中「前条第3号」を「前条第3項第3号」に、「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第6条第2項中「関係行政庁」を「関係行政機関」に、「市長」を「、市長」に改める。

第8条を次のように改める。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部改正に伴い、青少年問題協議会の組織に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。